

# **木曾岬町農業委員会総会議録**

**令和元年8月2日**

**木曾岬町農業委員会**

## 木曽岬町農業委員会会議録

令和元年8月2日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

佐藤 義博

伊藤 敏則

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 平松 孝浩

事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 平松 孝浩

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、ございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員2名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、平松 事務局長 よろしくお願い致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、山田徳仁委員、藤井保之委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 事業計画変更承認申請について」説明をさせて頂きます。申請件数は田、■筆、■m<sup>2</sup>です。

本申請は、既に許可された案件で許可目的を達成することが困難となった場合に、申請し変更計画が県から承認されるものですが、県に申請書を進達するにあたり当農業委員会の意見書が必要となるものであります。

3ページの申請番号1番について、許可年月日は ■ で既

に[REDACTED]が設置されており追加工事等はせずに同族会社に事業継承し運用されるもので、貸借人が[REDACTED]から[REDACTED]及び[REDACTED]に承継されるものです。

申請番号2番についても1番と同様で貸借人が[REDACTED]から[REDACTED]に承継されるものです。

事務局としての見解ですが、当初事業者のグループ会社全体の経営戦略及び資金繰等によりグループ会社の中で事業を承継するものであり、事業者の故意又は重大な過失によるものでないことから事業計画変更は、やむを得ないものと判断させていただきます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明させていただきます。

本件につきましては、田[REDACTED]筆[REDACTED]m<sup>2</sup>です。

この度の3条申請1番から2番は、議案第1号で説明させていただきました[REDACTED]の事業承継に伴うもので、3条申請においては、[REDACTED]農地の使用収益権(地上権)の移転許可が必要となるものであります。

5ページの1番の地上権移転については、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]番、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>の合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の[REDACTED]筆で、移転する者は、[REDACTED]、移転される者は、[REDACTED]と[REDACTED]です。

次に2番の地上権移転については、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]番、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>、[REDACTED]、田、[REDACTED]m<sup>2</sup>の合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の[REDACTED]筆で、移転する者は、[REDACTED]、移転される者は、[REDACTED]です。

農地法第3条については、別で配布しました「令和元年8月2日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものですが、今回の申請につきましては、本来の耕作を目的とするものではありませんので、一般申請記載事項は全て該当いたしません。3条許可の判断基準については、6ページの『Ⅲ特殊事由のより申請する場合の記載事項』をご覧ください。

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載することになります。

(1)の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要となっています。

1番、2番がその取得しようとする権利が地上権又はこれと内容を同じくする  
その他の権利である場合に該当しております。

8ページの事業・計画の内容ですが、「農業を主とし、[ ]を従とした[ ]  
[ ]を設置しており、追加工事などはせず、引き継いで運用します。下部  
で行う農業に影響が少ないよう設備を支持する為に最低限必要な支柱を設  
置中です。設備は、可能な限り周辺に影がかからないように設置し、周辺の農  
地に影響を与えないようにします。」と記載があります。以上により事務局として  
は、1番、2番の使用貸借権については要件を満たしていると言えますが、付  
随して提出されている事業計画変更の承認が前提となりますので、許可日は  
事業計画変更の承認日とすることが妥当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧  
が終りますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りま  
すようお願いします。

[休会 午後 7時15分]

(申請書回覧)

議長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いた  
します。

[開会 午後 7時25分]

議長

「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」につきまして、申請地  
の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤浩二委員」ですが、本日は欠席していますので事務  
局よりお願いします。

事務局

同族会社での事業承継であり問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

次に農業委員の「藤井保之委員」のご意見をお願いします。

藤井保之

私も事務局と同じで問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び  
農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」お願いします。

- 伊藤敏則  
議長
- 花井豊彦  
議長
- 議長
- 事務局  
議長
- 藤井保之  
議長
- 伊藤敏則  
議長
- 伊藤敏則  
議長
- 1番の案件と同様で同族会社での事業承継であり問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- 次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。
- 私も伊藤推進委員と同じで問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見等なし)
- それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
- はじめに推進委員の「伊藤浩二委員」ですが、本日は欠席していますので事務局よりお願ひします。
- 議案第1号に伴うもので問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- 次に農業委員の「藤井保之委員」のご意見をお願いします。
- 私も事務局と同じで特に問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- 次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
- はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」お願ひします。
- こちらの案件も議案第1号に伴うもので問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- 次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。
- 私も伊藤推進委員と同じで問題ないと思います。
- ありがとうございました。
- ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員

さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見等なし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。次に「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により「2番」は、原案どおり可決決定致します。

続きまして「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、事業計画変更承認と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について事業計画変更承認と同日付けで許可することにします。次に「2番」につきまして、事業計画変更承認と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により「2番」について事業計画変更承認と同日付けで許可することにします。

議長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時35分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員